

# 特定技能外国人の建設現場への受入に関する方針

2019年4月18日

一般社団法人日本建設業連合会

2019年6月28日改正

日建連会員企業は、特定技能外国人の建設分野における受入れに当たり、「特定技能外国人安全安心受入宣言」に基づき特定技能外国人が安全かつ安心して労働できる環境を確保するため、建設現場において、以下の取組を行う。

取組は、受入企業及び協力会社・専門工事業者の協力の下に行うものとし、会員企業と直接の契約関係にある者に限らず、会員企業が請け負った建設工事に従事する全ての受入企業を対象とする。

## 【現場入場に際しての建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格の確認】

1. 会員企業は、特定技能外国人の入場が予定される建設現場については、原則として建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という）の現場登録を行う。

また、会員企業の建設現場に入場する特定技能外国人の受入企業（以下「受入下請企業」という）について、1次下請企業から現場入場の申請を受けた際には、国土交通大臣告示の受入機関として建設特定技能受入計画が認定済みであることを現場入場届出書（添付書類）で確認するとともに、CCUS に事業者登録済みであることを確認する（※）。

（※）国土交通省より公表される元請建設業者が行う下請指導ガイドラインに記載される予定

（留意事項）

○日建連の「建設キャリアアップシステムの普及・推進に関する推進方策 ロードマップ」を踏まえると、CCUS の運用開始後一定期間は、登録されない現場も存在する。例えば、小規模工事の現場や特定技能外国人の入場先の現場が急に変更された場合等、現場登録に対応できないケースが想定される。こうした理由により、現場登録がなされない場合は、再下請負通知書や建設現場入場届出書等により特定技能外国人の受入状況を確認する。

2. 会員企業は、現場に新規入場する特定技能外国人につき、受入下請企業が在留資格に係る CCUS 登録情報に変更等がないことを一定期間以内にチェックをしていることを確認するものとする。ただし、当該特定技能外国人の技能者登録の内容を代行申請した

場合は、代行申請を行った登録事業者が一定期間以内にチェックをしていることを確認することをもって代えることができるものとする。

会員企業は、受入企業に在留カードのチェックを IC データ読取により確認させることを義務付ける等偽造対策を徹底することを要請する。

(留意事項)

○受入下請企業に対して在留カードの IC データ読取には、出入国在留管理庁 HP に紹介されている「在留カード等の IC チップの情報を読み出す」方法による確認を推奨する。(添付資料参照)

(URL: [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/pdf/zairyu\\_syomei\\_mikata.pdf](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/zairyu_syomei_mikata.pdf))

(取組例)

○特定技能外国人の新規入場に当たり、受入下請企業において1年以内(在留資格が短期の者については3か月以内)に当該特定技能外国人の在留資格に係るCCUSの登録内容が適正であるか否かのチェックを行ったことを1次下請企業等を介して確認する。

○協力会社組織や、災害防止協議会等を通じて、受入企業に対して、CCUSの登録内容に変更等のないことを1年に1回(在留資格が短期の者については3か月に1回)チェックするよう要請する。

○新規入場者教育の際の記入用紙に、在留カードの定期的な確認及び登録内容の変更の都度更新することを約する記述を追加する。

3. 会員企業は、特定技能外国人を建設現場に入場させる際には、一次下請企業を介する等して、受入下請企業に対して、CCUSの活用等による特定技能外国人の本人確認の徹底と特定技能外国人の現場におけるCCUSカードの常時携行及び求めに応じた提示を指導する。

(取組例)

○一次下請企業を通じて受入企業に通門・朝礼時にCCUSカードの携行を確認させる。

○CCUSカードへの登録が確認できない特定技能外国人の現場入場を認めない。

### 【現場の安全確保の徹底】

4. 会員企業は、協力会社組織等を通じて、請負契約を締結する可能性のある受入企業に対して、日頃から特定技能外国人に対する適切な日本語教育及び安全教育を実施するよう要請する。

(取組例)

○要請文を交付する。

○日本語教室や公益財団法人 国際研修協力機構(JITCO)、富士教育訓練センター等の案内を配布する。

5. 会員企業は、受入下請企業に対し、特定技能外国人へ安全・衛生に係る指示・注意を行う際に、外国人技能者が理解できているか確認を行うことを求めるものとする。この場合、重要なものについては、必要に応じて母国語等日本語以外の言語での指示・注意ができる体制構築を徹底することを要請する。

(取組例)

- 指導員等の適切な配置を要請する。
- 安全衛生に関する指示・注意等伝達に関する必要な体制が確認できない等の場合は、現場入場を認めない等の措置を講じる。
- 音声翻訳の端末・アプリケーションの活用を推奨する。
- よく使う指示をまとめた二か国語のパンフレットを活用する。

6. 会員企業は、特定技能外国人が入場する建設現場の看板については、外国人にも理解しやすいデザインの採用に努める。また、特定技能外国人が入場する建設現場の看板のうち安全衛生に係るものには、必要に応じて日本語と適切な言語の併記や絵図の活用にも努める。

(留意事項)

- 看板、サインについては、建設業労働災害防止協会（建災防）において2019年6月に公表予定（~~現在デザイン検討中~~）のものされた「建災防統一安全標識」（詳細は添付資料2参照）を推奨する。

2019年6月28日改正

(取組例)

- 主要言語による定型的看板・サインを作成する。

## 【安心して働ける労働環境の確保】

7. 会員企業は、受入下請企業に対し、特定技能外国人の適切な社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金）への加入を徹底させるとともに、現場への就労に当たっては、CCUSの活用等により、特定技能外国人が新規入場する際に適切な社会保険に加入していることを確認するものとする。未加入者については入場を認めないとともに、受入下請企業に対して当該特定技能外国人の保険加入を指導する。

(留意事項)

- 日本人と同様の社会保険加入チェックを行う。
- 社会保険加入チェックはCCUSにて行うことを原則とする。

(取組例)

○特定技能外国人の新規入場に当たり、受入下請企業において1年以内に当該特定技能外国人のCCUSの社会保険加入状況に関する登録内容が適正であるか否かのチェックを行ったことを1次下請企業等を介して確認する。

○CCUSの現場登録が間に合わない場合(外国人建設技能者の入場先の現場が急に変更された場合や小規模工事に入場する場合等)には、従来通り、就労者名簿等により社会保険加入チェックを行う。

8. 会員企業は、受入下請企業に対し、特定技能外国人の賃金等の処遇が同等技能を有する日本人と同等以上となることを徹底するよう要請するとともに、特定技能外国人が新規入場する際に、当該特定技能外国人の賃金等の処遇が同等技能を有する日本人と同等以上であることを受入下請企業に確認する。

(留意事項)

○「同等以上」の具体的判断については、受入計画が遵守されているかが基準となる。なお受入計画の遵守状況の確認は適正就労監理機関である一般財団法人 国際建設技能振興機構(以下「FITS」という)の巡回指導等に行われるものである。(具体的判断は、第三者に委ねるものとする。)

(取組例)

○「特定技能外国人の処遇は日本人と同等以上である」旨のチェック項目を設けた契約書類、再下請通知書提出時又は現場入場届出書提出時の提出書類を一次下請企業を介して、受入下請企業からの提出を受け、「日本人と同等以上である」ことを確認する。

○受入下請企業等に対し、特定技能外国人の賃金等の処遇が同等技能を有する日本人と同等以上となることを徹底する旨の要請文を交付する。

9. 会員企業は、特定技能外国人が入場している(就労している)現場において特定技能外国人から相談を受けた場合には、必要に応じてFITSの相談窓口を紹介する。

(留意事項)

○受入下請企業の就労環境の確保に関する苦情相談を受けた場合には、FITSに内容を伝達する(又は、FITSの母国語相談窓口を教示する)。それ以降は、FITSの相談窓口で取り扱う。

10. 会員企業は、FITSの巡回指導等で重大な改善指導事項があった受入下請企業(新たに受入下請企業となる予定のものも含む。)については、改善がなされるまで必要な措置を講じる。

(留意事項)

- 一般社団法人 建設技能人材機構から重大な改善指導事項がある受入企業についての情報提供があった場合は、同機構の指示に従い、是正のための必要な措置を講じる。

(取組例)

- 1次下請企業に対し、改善指導事項についての情報を水平展開し、再発の防止に努める。

1 1. 会員企業は、法令、業界共通行動規範及び本指針等のルールを遵守している受入下請企業に対しては、正当な理由がある場合を除き、特定技能外国人の現場入場を妨げない。

(留意事項)

- 「正当な理由の」例
  - ・面接等による日本語能力の確認において、重要な安全に関する指示を理解できないと判断される場合
  - ・作業所内のルールや安全ルールが守れない場合

1 2. 会員企業は、建設現場において、外国人であることを理由とした不当な取り扱い（暴力・暴言、ハラスメント等）を防止するための啓発活動等に取り組む。

(取組例)

- 職長教育等のメニューに啓発プログラムを追加する。
- パンフレットを作成し配布する。

### 【ルールの遵守】

1 3. 会員企業は、出入国管理法その他の法令、国土交通省のガイドライン、日建連も参画して策定した「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」等を遵守し、違反状態を発見した場合は、関係機関への通報等その他必要な措置を講じる。

(取組例)

- 会員企業において、違反状態があった場合の通報窓口を設置する。

### 【その他】

1 4. 留意事項及び取組例については、会員の取組状況等を踏まえて、充実を図る。

以上

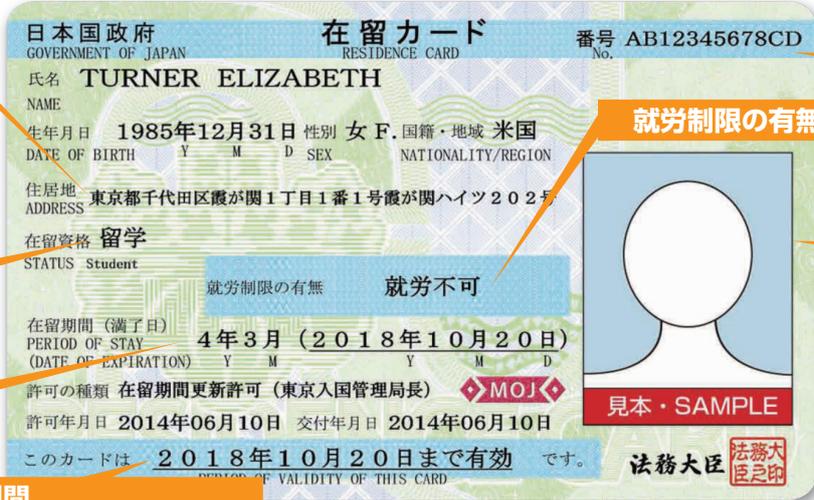


2012年  
7月9日から  
新しい  
在留管理制度が  
スタート！

# 「在留カード」及び 「特別永住者証明書」の見方

外国人登録証明書に代わって「在留カード」又は「特別永住者証明書」が交付されます。

## 「在留カード」の主な記載内容



**住居地**  
変更があった場合には裏面に記載されます。

**在留資格**  
在留資格のない方にはカードは交付されません。

**在留期間(満了日)**

**有効期間**  
在留カードには有効期間があります。ご確認ください。

**在留カード番号**  
この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)

**顔写真**  
在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

**特別永住者証明書番号**  
この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)

在留カードは、正規に我が国に中長期間在留する外国人の方に交付されます。具体的には、次の①～⑥にあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所（駐日台北経済文化代表事務所等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人

**有効期間**  
特別永住者証明書には有効期間があります。ご確認ください。

## 「特別永住者証明書」



特別永住者の方には、特別永住者証明書が交付されます。

## 偽変造防止対策

写真下の銀色のホログラムは、見る角度を90°変えると、文字の白黒が反転します。

カードを左右に傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に左右に動きます。

カードを上下に傾けると、カードの左端部分がピンク色に変化します。

カードを傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンクからグリーンに変化します。



## 建災防統一安全標識 運用の手引

・・・「建設現場安全標識に関する指針」の解説と活用方法・・・

令和元年 6月 25 日

# 目 次

はじめに

第1 建設現場安全標識に関する指針	1
本文	1
別表第1	2
別表第2	3
別表第3	4
第2 指針の解説	5
1. 指針改定の要点	5
2. 指針の解説	5
参考 外国語標示例	13
第3 建災防統一安全標識の活用	14

## はじめに

国内の深刻な人手不足への対応として、外国人材の受け入れを拡大するため、「特定技能」という新たな在留資格の創設を柱とする出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成31年4月施行）が平成30年12月に公布され、国土交通省において建設分野の運用方針が示された。

これにより、建設業に従事する外国人労働者の増加を踏まえた、建設工事現場における安全衛生水準の維持が喫緊の課題となった。

こうした状況を踏まえ、当協会では「建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会」の下、「建災防統一安全標識改訂ワーキンググループ」において検討を重ね、昭和58年に制定した建災防統一安全標識を全面改訂した。

本書は、建設現場安全標識に関する指針及びその活用方法について解説したものである。

建災防統一安全標識の作成・使用にあたっては、指針に基づき、建設現場の安全の見え方の積極的な推進をお願いするとともに、外国人労働者の職場環境改善の一助になることを期待する次第である。

令和元年 6月

建設業労働災害防止協会

### 建災防統一安全標識改訂ワーキンググループ 委員名簿

委員長	中野 豊	一般社団法人日本標識工業会 会長
委員	黒田 圭二郎	ユニット株式会社 常務取締役・営業部長
委員	穂積 弘幸	株式会社つくし工房 取締役 デザイン室長
委員	鳴重 裕	東亜建設工業株式会社 安全環境部長
委員	宮澤 政裕	建設労務安全研究会 事務局長
オブザーバー	石井 達雄	株式会社石井マーク 代表取締役
オブザーバー	直野 泰知	東京労働局 労働基準部 安全課長

(順不同、敬称略)

# 第 1 建設現場安全標識に関する指針

昭和 58 年 9 月 8 日 制定  
平成 16 年 8 月 16 日 一部改正  
令和元年 6 月 25 日 一部改正  
建設業労働災害防止協会

- 1 この指針は、建設現場で使用する基本的な安全標識を統一し、その普及により建設現場における労働災害防止に資することを目的とする。
- 2 この指針で定める安全標識（以下「標識」という。）は、建災防統一安全標識と称し、その種類は、次のとおりとする。

(1) 立入禁止	(2) 禁煙	(3) 火気厳禁	(4) 駐車禁止
(5) 一般禁止	(6) 頭上注意	(7) 足もと注意	(8) 開口部注意
(9) 感電注意	(10) 墜落注意	(11) 路肩注意	(12) 酸欠注意
(13) 有機溶剤使用中	(14) 一般注意	(15) 安全帯使用	(16) 保護帽着用
(17) 一般指示	(18) 整理整頓	(19) 最大積載荷重	(20) 喫煙所
(21) 担架	(22) 安全通路	(23) 昇降階段	(24) 休憩所
(25) 消火器	(26) 警報設備	(27) AED設置場所	
- 3 標識は、白地に種類ごとの意味を表す文字、図記号及び建災防統一安全標識である旨を示す文字で構成するものとし、その様式は別表第 1 のとおりとする。

ただし、(5) 一般禁止、(14) 一般注意及び (17) 一般指示は、目的とする日本語標示が (1) ～ (27) にない場合に、各一般標識に目的とする日本語を自由に標示することができる。
- 4 日本語標示の文字及び図記号等の位置、比率並びに標識全体の縦横比率は、別表第 2 のとおりとする。

なお標識の大きさは、掲示する箇所に応じた判読しやすい大きさにすることができる。
- 5 (19) 最大積載荷重の「kg」の文字を含む長方形内には、必要な数値等を記入するものとする。この場合において、「kg」の文字は、実情に応じ、他の単位を標示する文字とすることができる。
- 6 様式中の文字の書体は、ユニバーサルデザイン書体とする。
- 7 別表第 1 の色彩の基準は、別表第 3 のとおりとする。
- 8 様式中の下部の白地の部分には、必要に応じ、標識の目的をさらに明確にするための

補助情報、会社名等を標示することができる。その場合に使用する文字等の書体・色彩等は自由とするが、書体については、ユニバーサルデザイン書体が望ましい。

なお、外国語等の補助情報を標示するため、白地の部分が不足する場合は、白地を拡げること又は別の標示板を追加することができる。

別表第1

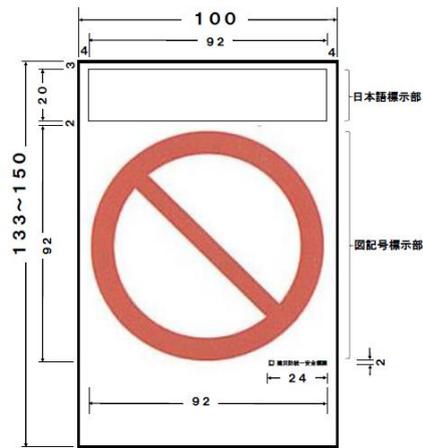
					
(1) 立入禁止	(2) 禁煙	(3) 火気厳禁	(4) 駐車禁止	(5) 一般禁止	(6) 頭上注意
					
(7) 足もと注意	(8) 開口部注意	(9) 感電注意	(10) 墜落注意	(11) 路肩注意	(12) 酸欠注意
					
(13) 有機溶剤使用中	(14) 一般注意	(15) 安全帯使用	(16) 保護帽着用	(17) 一般指示	(18) 整理整頓
					
(19) 最大積載荷重	(20) 喫煙所	(21) 担架	(22) 安全通路	(23) 昇降階段	(24) 休憩所
					
(25) 消火器	(26) 警報設備	(27) AED設置場所			

注) (1)~(5)、(7)、(9)、(10)、(14)、(17)、(25)、

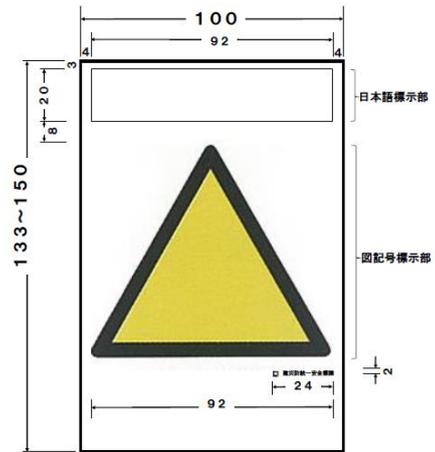
(26) 図記号の出典：JIS Z 8210：2017

## 別表第2

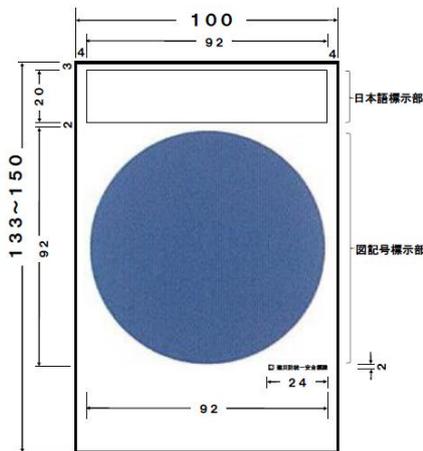
数字は、標識の横サイズを100とした場合の比率を表している。



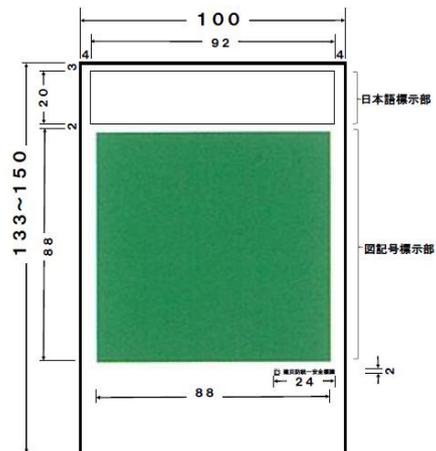
禁止標識



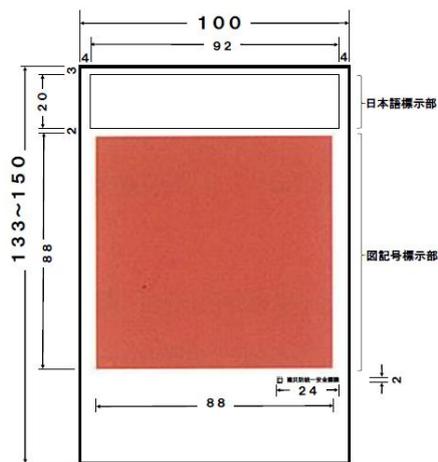
注意警告標識



指示標識



安全状態標識



防火標識

別表第3

色の種類	基準の色
赤	マンセル記号 8.75R 5/12
黄	7.5Y 8/12
緑	5G 5.5/10
青	2.5PB 4.5/10
白(対比色)	N9.3
黒(対比色)	N1.5

〈備考〉 表の色の種類は、JIS Z 9103 : 2018 によって表したもので、基準の色は参考色とされているマンセル記号表示とした。

## 第2 指針の解説

### 1. 指針改定の要点

建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）は、昭和58年に一般公募した図案をもとに、交通安全、消防、JISなどの専門家の意見を取り入れながら、基本デザインを作成し、「建設現場用安全標識に関する指針」を定め、13種類の建災防統一安全標識（以下、本書では「統一安全標識」という。）を制定した。また平成16年には、8種類の統一安全標識を追加し、合計21種類とした。

今回改定の要点は次のとおりである。その結果、1種類を廃止して7種類を追加し、合計27種類となった。

- (1) 図記号は、JIS等で規定されているデザインを踏まえ、建設業の特徴を加味したユニバーサルデザインにしたこと。
- (2) 色彩は、JISに準拠し、誰もが認識しやすい色を採用したこと。
- (3) 標識に用いる書体は、ユニバーサルデザイン書体を採用したこと。
- (4) 標識は、縦横等の比率を規定し、サイズを自由に設定することで、必要な箇所に掲示できるようにしたこと。

### 2. 指針の解説

指針の各項目の主旨などについて順次解説する。

**1 この指針は、建設現場で使用する基本的な安全標識を統一し、その普及により建設現場における労働災害防止に資することを目的とする。**

- (1) この項目は、本指針で定める統一安全標識の目的を記述している。

建設現場で使用する基本的な安全標識について、図記号と基本形状を組み合わせたデザインに統一し、普及することで、外国人労働者にも対応した労働災害防止対策に資することを目的としている。

**2 この指針で定める安全標識（以下「標識」という。）は、建災防統一安全標識と称し、その種類は、次のとおりとする。**

- |              |           |              |            |
|--------------|-----------|--------------|------------|
| (1) 立入禁止     | (2) 禁煙    | (3) 火気厳禁     | (4) 駐車禁止   |
| (5) 一般禁止     | (6) 頭上注意  | (7) 足もと注意    | (8) 開口部注意  |
| (9) 感電注意     | (10) 墜落注意 | (11) 路肩注意    | (12) 酸欠注意  |
| (13) 有機溶剤使用中 | (14) 一般注意 | (15) 安全帯使用   | (16) 保護帽着用 |
| (17) 一般指示    | (18) 整理整頓 | (19) 最大積載荷重  | (20) 喫煙所   |
| (21) 担架      | (22) 安全通路 | (23) 昇降階段    | (24) 休憩所   |
| (25) 消火器     | (26) 警報設備 | (27) AED設置場所 |            |

(1) この項目は、統一安全標識の種類を規定しており、各標識のデザイン等の詳細は次の項目から順次、詳解している。

(2) 統一安全標識の(1)～(5)は禁止標識、(6)～(14)は注意警告標識、(15)～(17)は指示標識、(18)～(24)は安全状態標識、(25)～(27)は防火標識として区分している。

(3) 統一安全標識は、標識としてより実効性が高く、基本的なものとした。

なお、これまで規定していた「分別励行」は、「木くず」「コンクリート」など、個別の分別標識標示が既に普及していることから、廃止することとした。

また、(11)路肩注意、(13)有機溶剤使用中、(26)警報設備、(27)AED設置場所の4種類を新たに追加するとともに、汎用性のある(5)一般禁止、(14)一般注意及び(17)一般指示を加えた。

3 標識は、白地に種類ごとの意味を表す文字、図記号及び建災防統一安全標識である旨を示す文字で構成するものとし、その様式は別表第1のとおりとする。

ただし、(5)一般禁止、(14)一般注意及び(17)一般指示は、目的とする日本語標示が(1)～(27)にない場合に、各一般標識に目的とする日本語を自由に標示することができる。

別表第1





(1) この項目は、各標識のデザインを規定している。

統一安全標識は、「日本語標示部」、「図記号標示部」、「建災防統一安全標識」の3つの要素で構成されている。

(2) (5)一般禁止、(14)一般注意、(17)一般指示は、標識のなかに目的とするものがない場合に、自由に用語を標示できるものとして用意した。

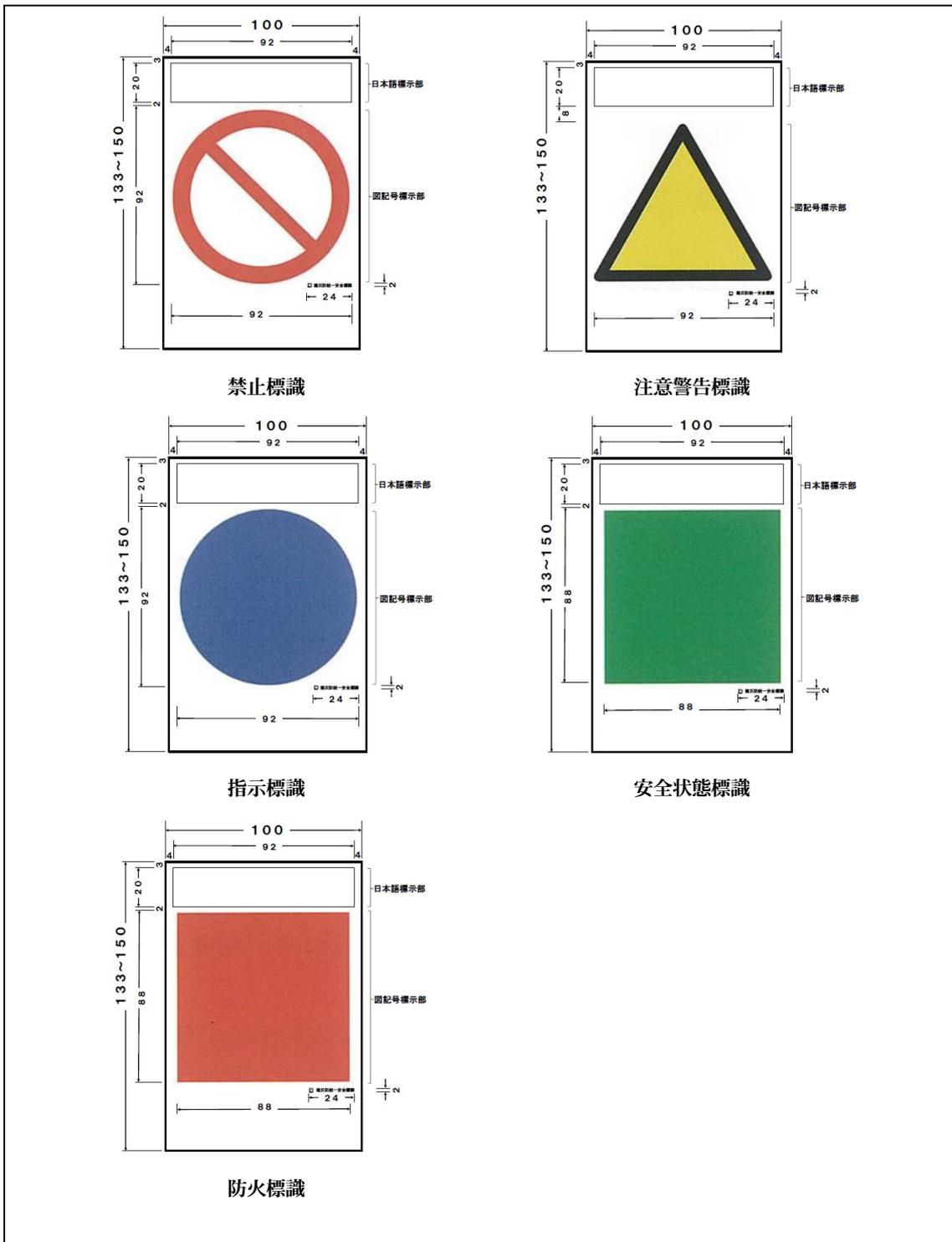
- ① (1)～(4)以外の一般禁止の例
  - ・人は乗るな（主旨：建設リフトへの乗用禁止）
  - ・素手では取り扱うな
- ② (6)～(13)以外の一般注意の例
  - ・高圧線注意
  - ・埋設物注意
- ③ (15)～(16)以外の一般指示の例
  - ・合図確認
  - ・点検中

4 日本語標示の文字及び図記号等の位置、比率並びに標識全体の縦横比率は、別表第2のとおりとする。

なお標識の大きさは、掲示する箇所に応じた判読しやすい大きさにすることができる。

#### 別表第2

数字は、標識の横サイズを100とした場合の比率を表している。



(1) この項目は、各標識の比率について規定している。

同じ標識であっても、掲示箇所によっては掲示できるスペースが異なることから、標識のサイズは自由とし、比率のみを規定した。

(2) 標識のサイズは、横を 100 とした場合、縦 133～150 の長方形とし、日本語標示部、図記号標示部及び建災防統一安全標識標示部のサイズ、位置を規定している。

なお、標識の縦サイズが 133～150 としたのは、改定前の統一安全標識では複数のサイズが普及していることを考慮したものである。

(3) 日本語標示部に標示する日本語は、この範囲内において、文字の間隔を調整するなど見やすいレイアウトで標示する。

(4) 各図記号のサイズ及び色彩は、JIS Z9101 に準拠し、次のとおりとする。

注) 数字は、標識の横サイズを 100 とした場合の比率を表している。

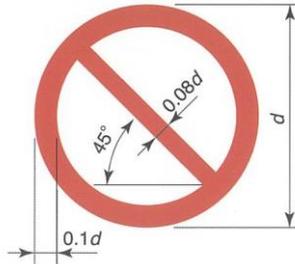
① 禁止標識

- 標識の横幅 100 の場合、 $d=92$  の円とする。
- 色は、次による。

地色：白

基本形状（円及び斜線）：赤

図記号の要素：黒



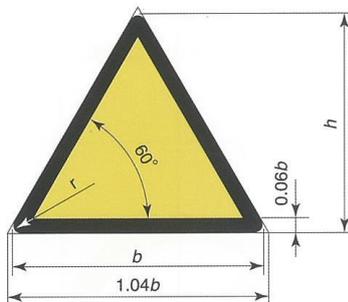
② 注意警告標識

- 標識の横幅 100 の場合、 $b=92$  の正三角形とする。
- 色は、次による。

地色：黄色

基本形状（三角形の帯）：黒

図記号の要素：黒



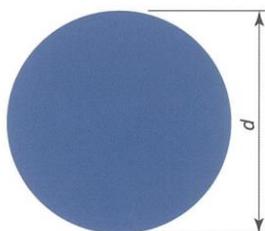
仮に  $b=70\text{mm}$  のとき、 $r=2\text{mm}$  とする。

③ 指示標識

- 標識の横幅 100 の場合、 $d=92$  の円とする。
- 色は、次による。

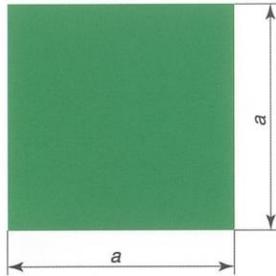
基本形状（円）：青

図記号の要素：白



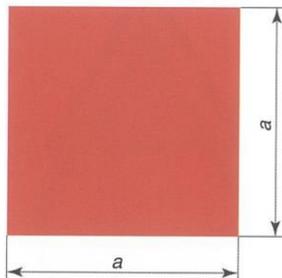
④ 安全状態標識

- 標識の横幅100の場合、 $a=88$ の正方形とする。
- 色は、次による。  
基本形状（正方形）：緑  
図記号の要素：白



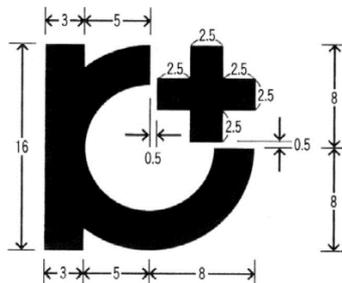
⑤ 防火標識

- 標識の横幅100の場合、 $a=88$ の正方形とする。
- 色は、次による。  
基本形状（正方形）：赤  
図記号の要素：白



(5) 建災防マークの比率は、次のとおりとする。

- 色は、黒又は緑とする。



5 (19) 最大積載荷重の「kg」の文字を含む長方形内には、必要な数値等を記入するものとする。この場合において、「kg」の文字は、実情に応じ、他の単位を標示する文字とすることができる。

- (1) この項目は、足場等に掲示する最大積載荷重を標示する場合の記載方法を規定したものである。
- (2) 他の単位には、例えば 25 kgセメント袋〇袋といった、具体的な数量を標示する方法がある。

## 6 様式中の文字の書体は、ユニバーサルデザイン書体とする。

- (1) この項目は、書体について規定している。
- (2) ユニバーサルデザイン書体とは、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、できるだけ多くの人にとって、分かりやすく読みやすいことを目指して作られた書体で、文字の形がわかりやすい、文章が読みやすい、読みまちがえにくいなどのコンセプトから開発された書体をいい、特定の書体を指しているものではない。
- (3) ユニバーサルデザイン書体は、例えば、Microsoft 社の文書作成ソフト「Word」の場合は、UDフォント（メイリオ）がこの書体に最も近い。



<https://tsutawaradesign.com/index.html> より引用

## 7 別表第1の色彩の基準は、別表第3のとおりとする。

別表第3

色の種類	基準の色
赤	マンセル記号 8.75R 5/12
黄	7.5Y 8/12
緑	5G 5.5/10
青	2.5PB 4.5/10
白（対比色）	N9.3
黒（対比色）	N1.5

〈備考〉 表の色の種類は、JIS Z 9103:2018 によって表したもので、基準の色は参考色とされているマンセル記号表示とした。

- (1) この項目は、色彩について規定している。
- (2) 安全色が J I S Z 9103:2018 に規定されており、赤、青、黄、緑の4色を基本に、黒と白を対比色\*に加えた6色とした。
- ※対比色とは、安全色をさらに目立たせるために安全色と対照となる色のことをいう。
- (3) 基準となる色は、J I S で表記されているマンセル記号で規定した。

8 様式中の下部の白地の部分には、必要に応じ、標識の目的をさらに明確にするための補助情報、会社名等を標示することができる。その場合に使用する文字等の書体・色彩等は自由とするが、書体についてはユニバーサルデザイン書体が望ましい。

なお、外国語等の補助情報を標示するため、白地の部分が不足する場合は、白地を拡げること又は別の標示板を追加することができる。

(1) この項目は、下部白地の部分に標示する内容について規定している。

(2) 補助情報とは、立入禁止の場合「あぶないからはいってはいけません」、安全带使用の場合「この場所では必ず安全带を使用せよ」など、当該標識が意図する補助用語が該当する。

また、統一安全標識は、基本的なもののみを規定しているので、掲示する作業箇所又は作業内容によっては、たとえば「立入禁止」標識であっても、「関係者以外」とか、「足場組立作業中」といった補助的な情報を下部の白地の部分に標示することもできる。

【補助的な情報の例】

立入禁止 : はいるな

工事中につき関係者以外の方の立入りを禁止します

安全带使用 : 忘れるな フック掛け

ここでは必ず使用

頭上注意 : 上部作業中

落下物注意

開口部注意 : 無断取り外し禁止

開けたふた必ずもとへ

整理整頓 : 使った器具は必ずもとへ

通路に はみださない

(3) 「補助情報、会社名等」の「等」には、外国語が該当する。

(4) 外国語は、就労者の母国語に対応する言語で標示することが望ましい。

外国語標示の例を参考として示すが、就労者が理解できる言語を適宜、追加、修正することが大切である。

参考

建災防統一安全標識の外国語標示例

日本語	英語	中国語	ベトナム語	インドネシア語	タガログ語
1 立入禁止	Do Not Enter	禁止入内	CẤM VÀO	Dilarang! Masuk	BAWAL PUMASOK
2 禁煙	No Smoking	禁止吸烟	CẤM HÚT THUỐC	Dilarang! Merokok	BAWAL MANIGARLYO
3 火気厳禁	Danger: No Open Flame	严禁烟火	CẤM LỬA	Dilarang! Menggunakan Api	MAPANGANIB: BAWAL ANG APOY
4 駐車禁止	No Parking	禁止停车	CẤM ĐÓ XE	Dilarang! Parkir Disini	BAWAL PUMARADA
5 一般禁止	—	—	—	—	—
6 頭上注意	Watch Your Head	当心头顶	CHÚ Ý TRÊN ĐẦU	Awas! Bagian Atas Kepala	INGATAN ANG ULO!
7 足もと注意	Watch Your Step	注意脚下	CHÚ Ý DƯỚI CHÂN	Awas! Bawah Kaki	INGATAN ANG HAKBANG!
8 開口部注意	Danger: Opening in Floor	当心开口处	CHÚ Ý LỖ MỠ	Awas! Ada Lubang	MAPANGANIB: MAY BUTAS SA SAHIG
9 触电注意	Danger: Electrical Hazard	当心触电	CHÚ Ý ĐIỆN GIẬT	Awas! Bahaya Sengatan Listrik	MAPANGANIB: MAY KURYENTE
10 坠落注意	Danger: Falling Hazard	当心坠落	CHÚ Ý RƠI NGÃ	Awas! Terpeleset Jatuh	MAPANGANIB: MAY MAAARING BUMAGSAK
11 路肩注意	Mind the Shoulder	小心路肩	CHÚ Ý LỀ ĐƯỜNG	Hati hati! Jalur Darurat	MAG-INGAT SA TABING-DAAN
12 酸欠注意	Danger: Risk of Suffocation	当心缺氧	CHÚ Ý THIẾU OXY	Awas! Kekurangan Oksigen	MAPANGANIB: MAAARING KAPUSIN NG HININGA
13 有機溶剤使用中	Organic Solvent in Use	正在使用有机溶剂	ĐANG SỬ DỤNG DUNG MÔI HỮU CƠ	Sedang Menggunakan Larutan Organik!	MAY GINAGAMIT NA ORGANIC SOLVENT
14 一般注意	—	—	—	—	—
15 安全带使用	Wear Safety Belt	必须系安全带	SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN	Gunakan Sabuk Pengaman	MAGSUOT NG SINTURONG PANGKALIGTASAN
16 保護帽着用	Wear Helmet	必须戴安全帽	ĐỘI MŨ BẢO HỘ	Gunakan Topi Pelindung	MAGSUOT NG HELMET
17 一般指示	—	—	—	—	—
18 整理整顿	Keep Tidy	整理整顿	VỆ SINH SẠCH SẼ	Rapikan! Dengan Teratur	PANATILIHING MASINOP
19 最大積載荷重	Maximum Load	最大載荷	TẢI TRỌNG TỐI ĐA	Kapasitas Berat Beban Maksimal	PINAKAMABIGAT NA KARGA
20 喫煙所	Smoking Area	吸烟处	NƠI HÚT THUỐC	Tempat Merokok	LUGAR PARA SA PANINIGARLYO
21 担架	Stretcher	担架	CÁNG KHIẾNG	Tandu	STRETCHER
22 安全通路	Safe Passageway	安全通道	LỐI ĐI AN TOÀN	Jalur Keamanan	LIGTAS NA DAANAN
23 昇降階段	Staircase	上下樓梯	CẦU THANG BỘ	Tangga Naik Turun	HAGDANAN
24 休憩所	Break Room	休息区	KHU VỰC NGHỈ NGƠI	Tempat Istirahat	PAHINGAHAN
25 消火器	Fire Extinguisher	灭火器	BÌNH CHỮA CHÁY	Alat Pemadam Kebakaran	PANG-APULA NG APOY
26 警報設備	Alarm System	警報設備	THIẾT BỊ BÁO ĐỘNG	Peralatan Tanda Bahaya (Alarm)	SISTEMANG PANG-ALARMA
27 AED設置場所	Equipped with AED	AED(自体外除颤器)設置点	NƠI CỐ ĐẶT AED	Tempat Instalasi Peralatan AED	MAY NAKAHANDANG AED

(5) 統一安全標識のサイズは、横 100 に対して高さ 133~150 としているが、補助情報を標示するために余白部分が不足する場合には、任意の大きさに下方を拡げること、又は補助情報を記載した別の標示板を取り付けることは構わない。

## 第3 建災防統一安全標識の活用

### 1. デザインの作成又は入手方法

統一安全標識を使用する者は、指針に示す比率、色彩等に基づき作成するか、又は建災防ホームページ (<https://www.kensaibou.or.jp/>) からデザインをダウンロードして使用することができます。ただし、統一安全標識のデザインの一部を改変して使用することはできません。

また、外国語についても、同様にダウンロードして使用することが可能です。

### 2. 「 建災防統一安全標識」の標示

統一安全標識を使用する場合は、必ず「 建災防統一安全標識」を図記号の右下に標示するものとし、日本語標示及び図記号のみでは絶対に使用しないでください。

### 3. 著作権等

統一安全標識の著作権その他一切の知的所有権は、建災防（Japan Construction Occupational Safety and Health Association：JCOSHA）に帰属します。

### 4. その他留意事項

(1) 標識の材質は、指針では規定していませんが、風雨等に耐えられる丈夫なものであることはもちろんです。

また掲示の際は、躯体、足場等の堅固な場所に取り付けます。固定するための標識の孔は、文字、図記号に重ならない位置とします。

(2) 日頃から、標識の破損又は汚れなど、見えにくくなっていないか点検を行い、常時見やすい状態を保つことに心掛けます。

また、暗い場所に設置する場合は、作業箇所を含めて照明を確保する必要があります。